

建設コンサルタント業務等の前金払制度の実施について

建設コンサルタント業務等の委託契約において、受託された方の円滑な資金運用に資するため、次のとおり、前金払制度を実施します。

対象業務

1件200万円以上の公共工事に係る測量・調査・設計・監理業務等

前金払の額

契約金額の3割以内

ただし、債務負担行為による複数年契約で年度毎の支払限度額が設定されている場合は、当該年度支払限度額の3割以内

手続き

・公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証書を添付し、市へ前金払請求書を提出、市は前金払請求書を受理してから30日以内に支払いを行う。

（振込先口座は、前払金専用口座としなければならない。）

・前金払は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費および保証料に相当する経費以外の支払に充当してはいけない。

実施開始日

令和6年4月1日以降に公告または通知する案件から適用